

公益財団法人東京しごと財団における令和8年度事業の公募について

1	総則	
	以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。	
2	募集要項	
	件名	令和8年度キャリアチェンジ再就職支援事業に係る業務委託
	概要	観光・飲食業や建設・運輸業などの人手不足は極めて深刻化している一方、近年成長がめざましいデジタル、環境・エネルギー関連の企業においても、人材不足が課題である。日本の労働市場は、希望が事務職に集中するなど、労働移動が硬直的な状況である。そこで、派遣制度のスキームを活用したトライアル就労とリスキリングを組み合わせ、求職者の最適なキャリアチェンジの実現と人手不足分野への労働移動を実現する求職者・企業双方への伴走型支援を実施する。また、中高年層に差し掛かるも、依然として不安定就労の多い就職氷河期世代の正規雇用化支援を拡充していく。
	その他	募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和8年3月31日までに当財団の令和8年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。
3	実施期間	
	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
4	仕様内容	
	募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）にてデータを掲載。） ※参加申請にあたっては、 <u>ナビへの事前登録が必要となる</u> 。詳細は後述。	
5	予算額	
	募集要項による。（仕様公開日にナビにてデータを掲載。）	
6	応募資格	
	(1) 法人格を有すること。	
	(2) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を取得していること。 原則として令和5年4月1日以前に労働者派遣事業を開始し、引き続き労働者派遣事業を実施していること。	
	(3) 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を取得していること。 原則として令和5年4月1日以前に職業紹介事業を開始し、引き続き職業紹介事業を実施していること。	
	(4) 労働者派遣、人材紹介又は再就職支援事業で一定の事業実績があり、かつ、本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。	
	ア 直近の決算年度で、労働者派遣事業の売上高が1億円以上であること。	
イ 直近の決算年度で、人材紹介及び再就職支援事業関連の売上高が1億円以上であること。		
ウ 本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社機能の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。		

	(5) 法令等を遵守していること。	
	ア	企画提案申込み時（ただし、事業評価の場合は「契約締結時」）において職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から 5 年を 経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時（ただし、事業評価の場合は「契約締結時」）までに是正を完了しているものを除く。ただし、委託者の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから 2 年を経過していること。）
	イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から 2 年を経過しない者でないこと。
	ウ	企画提案申込み時（ただし、事業評価の場合は「契約締結時」）から過去 2 年間に おいて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
	エ	納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること。
	オ	企画提案申込み時（た だ し、事業評価の場合は「報告書等書類の提出日」） から過去 1 年間に、財団又は東京都等との委託契約における契約違反がない者
	カ	事業対象者又は事業対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を仮装する事実など、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた事実がないこと。
	キ	東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）別表 1 号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者
	(6) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。	
	ア	会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
	イ	民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
	ウ	破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者
	エ	その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
	(7) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当しない者であること。	
	ア	当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者
	イ	以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）
		(ｱ) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
		(ｲ) 公正な競争の執行を妨げた者
		(ｳ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
		(ｴ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
		(ｵ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
		(ｶ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
		(ｻ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

	(8) 法人の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること。	
	(9) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。	
	(10) 本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。	
	(11) 次の事項に該当しない者であること。	
	ア	添付書類に虚偽の事実を記載した者
	イ	仕様を閲覧していない者
	ウ	仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者 ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。
7	仕様公開	
	公開予定日	令和7年11月20日(木)
	公開予定時刻	13:00
	公開場所	ナビ上
	備考	仕様の閲覧にあたっては、ナビ（ https://www.chancenavi.jp/bcn ）上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、以下に示す仕様閲覧申込受付締切日の 13時 までに、ナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。
8	契約情報の公表	
	本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。	
9	事業者選定スケジュール（参考）	
	10月30日(木)	公示開始・仕様閲覧申込受付開始
	11月13日(木)	仕様閲覧申込受付締切
	11月20日(木)	仕様公開・質問受付開始・企画提案参加申請（書類提出）受付開始
	11月26日(水)	質問受付締切
	12月1日(月)	質問回答
	12月4日(木)	企画提案参加申請（書類提出）受付締切
	12月11日(木)	書面審査結果通知（合格者のみ）
	12月17日(水)	企画提案書提出締切
	1月8日(木)	企画提案（プレゼンテーション）
	令和8年1月中旬	受託予定者（内定者）決定通知
	※本スケジュールは変更される場合がある。	

10	問合せ先
	公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 財務課 契約係 電話：03-5211-2308 メールアドレス：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp <u>※なお、本事業の内容等に関する質問は、上記に示す質問受付開始～質問受付締切の期間中に、仕様公開日に提示する方法によってのみ受け付ける。事前の電話等による質問には、一切応じない。</u>
11	次年度以降の事業者選定方法
	原則として、公募による企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式(*)を採用する。従って、本事業が継続する場合、令和9年度、令和10年度は事業評価方式を採用する予定である。但し、令和9年度以降の本事業の規模や継続するか否かは未定。 (*) 事業評価方式 契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する。